

つながりを生むための分野横断的な連携 促進（農業・食分野との連携の在り方） について

令和8年10月13日
内閣府孤独・孤立対策推進室



- 農業・食分野においては、農福連携やこども食堂をはじめ、地域における交流や支え合いの場を創出する取組が展開されている。こうした取組は、地域共生社会の実現や孤独・孤立対策の推進にもつながることから、農業・食分野との連携が重要である。

(本日のヒアリング団体)

①全国食支援活動協力会

…全国各地で食支援活動を展開する市民活動団体のサポートや、地域福祉と健康の増進に向けた産官学民のネットワークの推進、また、孤独や貧困、分断が起因するさまざまな社会問題に対し、食を通じたコミュニティを生み出すための支援を行っている。

②TanoBa合同会社(タノバ食堂)

…対話と食事を楽しむコミュニティ食堂として、現在、2拠点で活動を実施している。利用料金を自由価格制としており、食堂を望まない孤独を予防するための場とすべく活動している。

③特定非営利法人 棚田LOVERS

…棚田の保全と活用、都市と農村交流、地域活性化を目的として、田植えや稲刈り、試食会等の実施のほか、孤独・孤立の予防のため、自然体験と交流を組み合わせた取組等を約20年間行っている。

④社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会(はちまるファーム)

…八王子市内の農地の一画で、さまざまな生きづらさを抱えた方が農作業をしながらゆるやかに過ごすことができる居場所を提供している。重層的支援体制整備事業の参加支援事業としても機能している。

【農業】

- ・一般社団法人全国農業協同組合中央会 (JA全中)
- ・公益社団法人 日本農業法人協会
- ・一般社団法人 日本農福連携協会
- ・一般社団法人 イシノマキ・ファーム
- ・特定非営利法人 SET
- ・社会福祉法人 愛宕福祉会
- ・社会福祉法人 豊年福祉会

【食料流通等】

- ・一般社団法人 全国食支援活動協力会
- ・日本生活協同組合連合会
- ・一般財団法人 食品産業センター

【食支援】

- ・TanoBa合同会社
- ・認定特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ
- ・一般社団法人 全国フードバンク推進協議会
- ・一般社団法人 ジャパン・フードバンク・リンク
- ・一般社団法人 こども宅食応援団
- ・一般社団法人 埼玉県子ども食堂ネットワーク
- ・ふくしまこども食堂ネットワーク
- ・えひめ地域こども食堂ネットワーク
- ・神奈川こども食堂・地域食堂ネットワーク
- ・こども食堂ネットワークふくい
- ・福岡県こども食堂ネットワーク
- ・ふくおかこども食堂ネットワーク
- ・特定非営利活動法人 こども食堂わかやま
- ・一般社団法人 子ども食堂カフェ北野

等

R8年度において農業・食関連の取組を実施しているNPO団体等(一部抜粋)

団体名	取組名	活動地域
一般社団法人WATALIS	ふるさとの自然の恵みが巡る 心を繋ぐ『みんなのサードプレイス』づくり	宮城県亘理町
一般社団法人日本ショーファー協会	移動型カフェでの「居場所づくり」と情緒的ケア・プロジェクト	埼玉県、栃木県、福島県
特定非営利活動法人彩結び	復職ママの孤立を未然に防ぐ～いろどり食堂～	東京都北区
特定非営利活動法人POSSE	農地から食堂へ：若者が担う「参加型」貧困・孤立支援	東京都八王子市・神奈川県相模原市
総合カレッジS E O	音楽・食・健康でつながる地域共生拠点づくり	富山県砺波市
ヒッポポ食堂	地域の日常接点を活かした孤立予防事業	長野県松本市
特定非営利活動法人 新栄千早おせっかいおばちゃん	みんなのよりどころ～駄菓子屋さんと夕ご飯～事業	愛知県名古屋市中区新栄千代田
特定非営利活動法人棚田 LOVERS	棚田と古民家を活用した多世代のつながり創出事業	兵庫県神崎郡市川町、 姫路市、福崎町、神河町
一般社団法人徳島県就業支援機構	農園を拠点とした多世代交流・地域つながりづくり事業	徳島県徳島市板野郡藍住町
特定非営利活動法人ふくろうの会	「つながる直売所」から広がる出番づくりと地域共生の場	宮崎県都城市、三股町
特定非営利活動法人まくとぅー	食支援と地域プラットフォーム形成事業	沖縄県うるま市、恩納村、金武町、宜野座村

【孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（R6.6.11（R8.7.10一部改定））（抄）】

③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進

取組を拡げていくに当たっては、「つながりの場所」として、例えば都市公園・自然公園や公民館・図書館・博物館等の社会教育施設等に加え、これに留まらない日常生活動線上にある地域資源の活用を進めること、各地域において、こうした地域資源のマッピングなど「見える化」を行い、地域住民への情報共有を行うこと、日常的な会話や交流の中で当事者の困りごとや悩みに気づき、必要に応じて適切な支援や地域資源につなぐことができるような専門職に限らない地域の人材を育てていくことなどを並行して進めていく必要がある。政府としては、関係府省庁が連携し、既存施策も十分に活用しつつ各地域の特色ある取組を後押しするとともに、好事例を横展開しながら、「つながりの場所」となる関係施設の実情にも配慮した上で、こうした地域におけるゆるやかな分野横断的なつながりづくりの取組の社会実装に取り組んでいく。

(参考)重点計画における農業・食分野の具体的施策

● 農福連携の推進【農林水産省】

<施策の概要>

農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、令和6年6月に決定した「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」（令和6年6月5日農福連携等推進会議決定）に基づき、この取組を推進している。

【目標及び達成の期間】

令和12年度末までに、農福連携等に取り組む主体数を12,000以上とすることを目標とする。

農福連携等の推進により、障害者や高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等が個々の特性を活かして農業に参画することで、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。

<現状>

農福連携の取組により、年々高齢化している農業現場での貴重な働き手の確保や、障害者の生活の質の向上等が期待されている。

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められるところであり、持続的に実施され地域に定着していくためには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要であり、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることが期待される。

<課題>

農福連携については、農業経営の発展とともに、障害者の社会参画を実現する取組であり、取組主体数は大きく増加している。今後、農村の人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中、障害者等が貴重な農業人材として活躍できるよう、取組の更なる拡大に向けた仕組みづくりと認知度の向上、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の社会参画とこれを通じた地域農業の振興が重要である。

<今後の取組方針>

農業法人、社会福祉法人等による障害者、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等への就労支援、農福連携に関する専門人材の育成、障害者等が働きやすい生産施設、障害に配慮したトイレや休憩施設、バリアフリー化の整備などの支援を行う。また、市町村、農業や福祉の関係者等が参画し、農業経営体と障害者就労施設のマッチング等を行う地域協議会の拡大、ノウフクの日（11月29日）等による企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図るユニバーサル農園の普及・拡大等を推進する。

(参考)重点計画における農業・食分野の具体的施策

● フードドライブの推進【環境省】

<施策の概要>

「フードドライブ実施の手引き」を自治体等へのフードドライブの実施支援や消費者等への普及啓発に活用するなどにより、フードドライブを推進する。

【目標及び達成の期間】

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄附する活動である「フードドライブ」を推進するため、令和8年度は、自治体等へのフードドライブ実施支援とともに、消費者等へのフードドライブ認知度向上と理解促進を図り、フードドライブを普及させる。

これにより、地域における「居場所づくり」等の活動を行うこれらの団体・施設等への支援を通じて、孤独・孤立の予防に貢献することを目指す。

<現状>

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄附する活動である「フードドライブ」を推進するため、フードドライブを円滑に実施するポイントや実施上の課題と解決策等を整理した「フードドライブ実施の手引き」を令和3年度に作成し、令和7年度に見直しを行った。令和7年度時点で、約630の自治体が手引きを認知しており、また、約840の自治体がフードドライブの推進に関する取組を実施している。

<課題>

実施したいと考えているが実施手順等が分からないなど、ノウハウの蓄積が十分でないことや、フードドライブの実施に係る費用（運搬費用など）負担、消費者のフードドライブの認知度がまだ十分に高くはないことなどがフードドライブの普及に当たっての課題である。

<今後の取組方針>

引き続き、「フードドライブ実施の手引き」を自治体等へのフードドライブの実施支援や消費者等への普及啓発に活用するとともに、活用を通して見出したノウハウを必要に応じて手引きに反映し、フードドライブを推進する。

● 国が保有する災害用備蓄食品のこども食堂やフードバンク団体等への提供【消費者庁・農林水産省】

<施策の概要>

入替えにより不用となった国の災害用備蓄食品について、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から、こども食堂やフードバンク団体等へ提供し、有効活用する。

【目標及び達成の期間】

食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から災害用備蓄食品を有効活用するため、令和8年度も、各府省庁で入替え予定の災害用備蓄食品を確実にフードバンク団体等へ提供するとともに、地方支分部局等を含む政府全体で取組を推進し、孤独・孤立対策に資する取組を行う地方公共団体や民間企業の取組を促進する。

<現状>

各府省庁が災害発生時の業務継続のために保有している災害用備蓄食品については、従来、食品の賞味期限管理のため新しい食品に入れ替える際、職員等への配布後の残部については廃棄されていたが、食品ロス削減及び生活困窮者支援等の観点から有効に活用するため、令和3年4月から、賞味期限までの期間がおおむね2か月以内の災害用備蓄食品についてはフードバンク団体等への無償提供の対象とすることとした（令和3年4月21日「国の災害用備蓄食品の有効活用について」関係府省庁申合せ）。

各府省庁による無償提供の実施状況については、農林水産省で「国の災害用備蓄食品ポータルサイト」を設け、情報を取りまとめて公表を行っている。

また、国の災害用備蓄食品の有効活用について、関係府省庁申合せをしてから令和7年度末で5年が経過することから、令和8年2月に、関係府省庁に対して、管轄の地方支分部局、施設等機関の官署等への周知を依頼した。

加えて、令和7年度は、地方公共団体や民間企業の取組事例を紹介するほか、民間企業の災害用備蓄食料の廃棄量の実態把握に向けた調査を実施した。

<課題>

申合せ事項については、各府省庁の取組状況等を踏まえ、今後にも必要に応じ見直しを行う。

<今後の取組方針>

引き続き農林水産省HPにおいて、地方支分部局等を含む政府全体で備蓄食品の情報を掲載し、希望する団体へ提供する。また、必要に応じ各府省庁・地方公共団体による災害用備蓄食品の無償提供等の状況把握を行う。災害用備蓄食品の有効活用に関する先進的モデル事業（令和3年度消費者庁実施）の成果や優良事例等を踏まえその有効活用に資する手法を地方公共団体や民間企業へ周知・啓発する等、政府全体で取組を推進する。

(参考)重点計画における農業・食分野の具体的施策

● フードバンク認証制度の運用【消費者庁、農林水産省】

<施策の概要>

食品寄附への社会的信頼を高め、企業等からフードバンクへの食品寄附の促進につなげることを目的とし、「フードバンクオープンリスト」に掲載されているフードバンクの申請に基づき、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する。

【目標及び達成の期間】

企業等からフードバンクへの食品寄附を促進することで、フードバンクからこども食堂等への食品提供量の増加を図ることにより、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりに貢献することを目指す。

<現状>

フードバンクは、企業等から寄附された未利用食品等をこども食堂等へ提供する団体であり、こども食堂等への食品提供活動を通じて、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりに貢献している。

<課題>

フードバンクが上記の活動を拡大していく上で、食品取扱量を増加させる必要があるが、フードバンクへ食品寄附を行おうとする企業等からは、どの団体に食品を寄附したらよいかわからないといった声や、横流し・食中毒等の発生により企業等の評判や信用が損なわれるレピュテーションリスクを懸念する声があり、それらが企業等に食品寄附を逡巡させる要因となっている。その結果、廃棄されている食品のうち未利用食品等のまだ食べることができる食品が製造・流通段階で約 24 万トン程度であると推計される一方、2023 年度のフードバンクの食品取扱量は 1.6 万トンにとどまっている。

<今後の取組方針>

活動実態のあるフードバンクを掲載したフードバンクオープンリストの活用を促進し、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証する制度を運用することで、<課題>に示す企業等からの懸念を解消し、フードバンクへの食品寄附を促進して食品取扱量を増加させることを通じて、こども食堂等への食品提供量の増加を図る。

● 円滑な食品アクセスの確保【農林水産省】

<施策の概要>

地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制づくり等を支援するとともに、フードバンクやこども食堂等の活動拡大を支援している。

【目標及び達成の期間】

地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制づくりを支援するとともに、フードバンクやこども食堂等の機能強化を図ることにより、十分な食料へのアクセスができない孤独・孤立の状態にある人の食品アクセスの確保を目指す。

<現状>

低所得者層の割合が拡大していることに鑑みれば、経済的理由により十分な食料を入手できない者の割合が増加していると考えられる。今後も、世帯所得 100 万円以下のひとり親世帯の増加が見込まれるなど、経済的理由により十分な食料を入手できない者は大きく減少することはないことが推測される。

<課題>

経済的理由により十分な食料を入手できない者等に食品を提供するフードバンクやこども食堂等の取組が広がっている一方、こうした取組は自立的な活動であり、地域によって差があるなど、地域によって現状や課題が異なるため、それらの現状や課題に応じて、関係者が連携して取り組む体制づくりが重要であるとともに、未利用食品の受け手となるフードバンクやこども食堂等による食品取扱量の拡大に向けて輸配送や衛生管理等の機能強化に対する支援が必要である。

<今後の取組方針>

地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携して円滑な食品アクセスの確保に取り組む体制づくりを支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援を実施する。